

20220528 ソーシャルワーク研究会zoom公開レクチャー
ソーシャルワーク・スーパービジョンにおける
事例等資料取扱について

東洋大学 藤林 慶子

1

日本社会福祉士会の公益社団法人日本社会福祉士会「正会員及び正会員に所属する社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例取扱ガイドライン」（組織・運営 ガイドライン第5号、2012年2月11日制定、最終改正2014年4月1日）

- 資料1 参照
- 「1 事例作成上の注意①スーパーバイザーは、事例を提出することについて、原則として利用者本人及び所属施設（機関）の上司等に承諾を得ておくこととする。」→原則としての曖昧さ
- 「2 事例取扱上の注意 ①スーパーバイザーは、スーパービジョンの実施あたりスーパーバイザーに事例を提出する際には、提出過程において事例の内容が外部に漏れないように注意する（例えば、Eメール、FAX等による事例の送付は避ける。）。」→コロナ禍によるICTによるSVにより、変更？

2

個人情報保護についての厚労省資料

- 「医療・介護関係授業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」（平成29年4月14日（令和4年3月一部改正））→「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものであり、厚生労働大臣が法を施行する際の基準となるものである」
- 「本ガイドンスが対象としている事業者の範囲は、①病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し接医療を提供する事業者（以下「医療機関等」という。）、②介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、及び介護保険施設を経営する事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を経営する事業その他高齢者福祉サービス事業を行う者（以下「介護関係事業者」という。）であって、法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者としての規律の全部又は一部の適用を受ける者（法別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の業務に限る。）を含む。）である。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人が設置する医療機関等又は介護関係事業者であって、個人情報取扱事業者としての規律の適用を受けない者も、医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、本ガイドンスに十分配慮することが望ましい。」

3

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」に関するQ & A（事例集）

- ガイドンスp10で、症例を学会で発表したりする場合、「症例や事例により十分な匿名化が困難な場合」には本人の同意が必要とされていますが、どのような場合のことでしょうか。→症例や事例によっては、患者の数が少ない場合や顔写真を添付する場合など、氏名等を消去しても特定の個人を識別できてしまう場合もあります。このような場合、当該症例等は「個人情報」に該当しますので、学会での発表等に当たっては（第三者提供に該当しますので）本人の同意が必要となるということです。なお、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法の適用を受けません。ただし、当該学会発表等が学術研究の一環として行われる場合には、学会等関係団体が定める指針に従うこととなります（個人情報保護法第76条第3項）

4

学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法の適用を受けない

- スーパービジョンは、学術研究ではないが、それに準ずるものと解釈することが可能ではないか。
- Q 4 - 1 患者・利用者の個人情報を研究に利用する場合、匿名化する場合であっても、本人の同意が必要ですか。→ A 4 - 1 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法の適用を受けません。ただし、医学研究分野に関しては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」などガイダンスの別表 5 に掲げる 3 つの医学研究に関する指針が策定されており、これらの指針に該当する研究は、当該指針の内容に従う必要があります。これらの指針において、研究を実施するに当たり、原則としてインフォームド・コンセント（同意）を得る必要があるとされていますが、一定の条件を付してインフォームド・コンセントを必ずしも要しない場合についても規定しています。

5

医療系研究等における各種指針

- 遺伝子治療等診療研究に関する指針（平成31年2月28日厚生労働省告示第48号）
- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経産省告示1号）
- 資料 5 症例報告を含む医学論文及び学会発表におけるプライバシー保護に関するガイドライン（日本精神神経学会）
- 症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針（日本外科学会）：日本外科学会、「同」、https://jp.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=44（20220527アクセス）

6

症例研究

- 資料 6 藤田みさお（2008）によると、「症例報告」ということばが意味するものは、院内でのカンファレンス、院外での症例検討会、学会および学術誌での発表、認定医に申請するための症例報告等、多様である。このため、症例報告が「学術研究」にあたる結論とするとしても、「学術研究」とは何かをまず定義し、そのうえで、どのような「症例報告」が「学術研究」にあたるのか、あるいはあたらないのかについて、詳細に議論する必要はあるだろう。
- 出典：藤田みさお（2008）「症例報告に関する規定の国内における法律・行政指針・学会指針の概観と論点整理」、家族性腫瘍 第 8 巻 第 1 号 ,13-17.

7

症例報告とスーパービジョンの事例

- 症例報告とSVの事例は異なるが、提供するサービス（ソーシャルワークや医療）の質の向上のために具体的な事例から学ぶということで共通性がある。
- SVの資料は事例だけとは限らない→マネジメントの資料、地域の資料等様々なものがSVをする際の資料となる。
- SVはスーパーバイザーに焦点を当てるため、事例の詳細（具体的な氏名や住所等）は使わない場合もある。
- そこが、地域ケア会議等の事例検討と異なる。

8

参考 地域ケア会議における事例の取扱い

- 厚生労働省、平成25年度地域ケア会議運営に係る実務者研修企画委員会 委員、地域ケア会議の運営について、https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/4_9_2.pdf
- 個人情報の収集及び提供については、介護事業者・医療機関、行政・地域包括支援センターなど、機関によって取扱いに関する法律が異なる。
- また、市区町村によって個人情報保護条例の定めがあるため、地域ケア会議における個人情報の取扱いは、市区町村が基本的な方針を設定し、関係者で共有することが必要。地域ケア会議では、個別ケースを取り扱うことへの留意が必要。一方で、過剰な反応により必要な情報が共有されず、適切な支援が行われなくなるような事態は避けることが必要
- 地域ケア会議における個人情報の提供内容、共有範囲等については、本人、家族の同意を得ることが大前提である。
- 本人の同意がなくても共有できる場合【例】
 - ①法令に基づく場合：高齢者虐待等、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、発見者に通報の義務
 - ②本人の利益を守ることが優先される場合（緊急時）：生命や財産等に危機があるが、重度の認知症などで本人の同意を得ることが困難な場合
 - ③個別の条例による場合：各市町村の個人情報保護条例で示されているとき。（例：災害時要援護者支援や認知症高齢者、1人暮らし高齢者の支援のために平時から民生委員と名簿を共有するなど）
 ※個人情報を収集する際、本人に予測される利用方法について本人に包括的に同意を得ているときは共有可能

9

ソーシャルワーク研究会 「スーパービジョン・実践報告・研究報告・症例報告・ 事例検討等を行う際の事例取り扱いガイドライン」

- 日本社会福祉士会に先立ち、本研究会でガイドラインを作成

10

日本社会福祉士会 地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化 に関する調査研究事業報告書より

- 日本社会福祉士会、2021年度補助金・助成金事業、「地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業報告書」、
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/hokokushoChikikyosei.pdf>
- ICT（情報通信技術）を活用したソーシャルワーク・スーパービジョンの手引き
日本社会福祉士会、「2021年度補助金・助成金事業」、
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/TebikiICT.pdf>
- 「新型コロナウイルスの影響により、対面でのスーパービジョンが実施困難な状況があり、ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョンが進められつつあるものの、「進め方の手順」等の基本的なルールが定められていないがために、実際の運用は「スーパーバイザーまかせ」となっている現状もある」と指摘